

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第723号

2015年(平成27年)4月9日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

女性相談に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について(答申)

2015年(平成27年)3月27日付けで諮問(第723号)された女性相談に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略することについては「3 審議会の判断理由」に述べるところにより認められる。
- (3) 条件については、「3 審議会の判断理由」に述べるところによるものとする。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

広島県警察本部司法警察員より、刑事訴訟法第197条第2項に基づき捜査のため、生活援護課で保有する女性相談(DV相談)情報の照会がなされた。刑事訴訟法第197条第2項の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、広島県警察本部司法警察員に、配偶者から暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき行っている女性相談に関する事務において保有する個人情報を目的外に提供することについて、藤沢市個人情報の保護に関する条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

### (2) 女性相談情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

(ア) 被照会者に関する個人情報

住所，氏名，生年月日，DV相談の有無，相談年月日，相手方の氏名，相手方の生年月日，被害状況，相談内容，相談時に施した措置の内容（避難先）

(1) 被照会者の女性相談記録に記載された被照会者以外の個人（1名）に関する情報

氏名，生年月日

イ 目的外に提供する相手方

広島県警察本部司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は，刑事訴訟法第197条第2項に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は「捜査については，公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており，官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが，その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし，本件照会は，正当な請求権を有した広島県警察本部司法警察員によって行われるものであり，受け取った情報について守秘義務が課せられている。

また，捜査の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(1) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について広島県警察本部司法警察員に問い合わせたところ，「詳細について教えることはできないが，照会対象者（以下，「A」という。）と内縁関係にあった男性（以下，「B」という。）について銃刀法違反の被疑者として逮捕・起訴しており，Aが公判に証人として出廷する予定であるが，以前にBからDV被害に遭ったため，被疑者であるBに顔を見られることを恐れている。AがBから受けたDVの事実について確認し，裁判所に証人保護措置を申し出たい」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は，女性相談に関する事務において保有する個人情報であり，他の代替手段が想定し難いものである。

よって，本件の目的外提供に係る個人情報の内容と照会の趣旨等を勘案した結果，本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合，当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

Aについては，捜査に支障が生じるなど合理的な理由が認められないので本

人通知を行う。

Bについては、本人通知をした場合には、捜査に支障が生じ、Aへ危害が加わる可能性があることを広島県警察本部に確認した。

よって、Bについては、本人通知しないことについて合理的な理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 提出書類

- ア 捜査関係事項照会書
- イ 回答書
- ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した広島県警察本部司法警察員によって行われるものであり、本件照会の具体的な必要性については、「照会対象者であるAと内縁関係にあった男性であるBについて銃刀法違反の被疑者として逮捕・起訴しており、Aが公判に証人として出廷する予定であるが、以前にBからDV被害に遭ったため、被疑者であるBに顔を見られることを恐れている。AがBから受けたDVの事実について確認し、裁判所に証人保護措置を申し出たい。」とのことである。

また、実施機関では、当該情報が女性相談に関する事務に係る個人情報で、本件事案の捜査に必要であることを確認しており、他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

実施機関では、本件の目的外提供のうち、Aについては、捜査に支障が生じるなど合理的な理由が認められないため本人通知を行うこととしている。

しかし、Bについては、本人通知をした場合、捜査に支障が生じ、Aへ危害が加わる可能性があることを捜査機関に確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

ただし、照会対象者であるAに対し通知を行い、本人の同意を得た上で目的外に提供することを条件とする。

(3) 条件

照会元である捜査機関に対し検察官との関係性を確認すること。

以 上